

屋外広告物のしおり



大阪市建設局

目 次

はじめに	2
屋外広告物とは	2
屋外広告物にあたらないもの	2
広告物を設置するには市長の許可が必要です	3
広告物を設置してはいけない物件又は地域	14
適用除外広告物	17
許可の基準	18
道路占用許可について	24
地域特性に応じた景観形成の推進	27
許可の期間と手数料	28
屋外広告業を営む方々へ	28
おわりに	30

は じ め に

社会、経済、文化活動にともない、まちにはさまざまな屋外広告物が多数掲出されています。このような屋外広告物は、ある面ではまちを活気づけるものですが、無秩序に掲出されるとまちの景観を損なうことになり、また、設置工事や維持管理が適正に行われていないと、公衆に危害を及ぼすおそれがあります。

大阪市では、都市における良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害防止の観点から、大阪市屋外広告物条例を設けて、屋外広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置・維持について、規制及び指導を行っています。

屋 外 広 告 物 と は

屋外で常時又は一定の期間継続して公衆に対して表示されるもので、大きなものは広告塔から小さなものははり紙などをいい（次表参照）、広告表示内容は個人及び法人の名称、商品名、商標、ロゴマークなども含み、表示内容の営利性や公共性を問いません。

このしおりでは、屋外広告物を下記のとおり分類しています。

一般広告物	屋上塔、屋上板、地上塔、地上板、壁面板、突出看板、電柱及びこれに類するものを利用する広告物、バス等の車体を利用する広告物 等
簡易広告物等	アドバルーン、広告幕、簡易広告物（はり紙、はり札、広告旗、立看板 等）

屋 外 広 告 物 に あ た ら な い も の

- ・ 屋内に表示されるもの（例：窓ガラスに内側から表示されているもの）
- ・ 音響によるもの
- ・ 街頭で配布されるチラシ等

広告物を設置するには市長の許可が必要です

屋外広告物を設置する場合には、一部の適用除外広告物（17ページ参照）を除いて、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。

1. 新たに広告物を設置する場合（新規申請）

新たに広告物を設置する場合は、次表に掲げる書類に申請手数料（28ページ参照）を添えて提出してください。

申請にあたっては、管理者の設置が必要です。（6ページ参照）

なお、地域による誘導基準等がある場合、各関係機関（8ページ）との事前協議が必要です。

一般広告物	簡易広告物等
屋外広告物許可申請書 1部 添付書類 各2部 ・ 付近見取図（地図など広告物を設置する場所がわかるもの） ・ 平面図（敷地の境界、広告物の設置位置がわかるもの） ・ 立面図（建物に設置する場合は、建築物全体の寸法と設置位置がわかるもの） ・ 意匠図（広告物のデザインがわかるもの） ・ 構造図（基礎の構造、材質、建築物への取付方法等） ・ 管理者の資格を証する書類の写し（管理者が有資格者の場合のみ） ・ 屋外広告物許可申請チェックリスト	屋外広告物許可申請書（正・副）各1部 （アドバルーン・広告幕・簡易広告物用） 添付書類 各2部 ・ 左記の一般広告物と同じ

- ・ 建設局総務部管理課での窓口申請のみとなります。
 - ・ 申請から許可が出るまでに一般広告物は3週間程度、簡易広告物等は2週間程度かかります。
 - ・ 屋外広告物許可申請チェックリストを申請時に提出いただくことにより、受付時間の短縮につながります。事前のチェックにご協力をお願いします。
 - ・ 上記チェックリストの内容については「マップナビおおさか」をご利用いただくことで、屋外広告物規制に関する情報やその他関係法令の情報についてお調べいただけます。
- その他関係法令等のお問い合わせについては8ページをご参照ください。

<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/webgis/index.html>

2. 許可を受けている広告物を変更する場合（変更申請）

許可を受けている広告物の規模や構造等を変更する、設置位置を変更するなど、許可を受けた内容を変更する場合は、改めて市長の許可が必要です。申請には次表に掲げる書類に申請手数料（28ページ参照）を添えて提出してください。

規模や構造の変更を伴わず、広告物の意匠（デザインや表示内容）だけを変更する場合、変更申請は不要です。

なお、地域による誘導基準等がある場合は、新規申請時と同様に各関係機関（8ページ）との事前協議が必要です。

一般広告物	簡易広告物等
屋外広告物許可申請書 1部 添付書類 各2部 ・付近見取図（地図など広告物を設置する場所がわかるもの） ・平面図（敷地の境界、広告物の設置位置がわかるもの） ・立面図（建物に設置する場合は、建築物全体の寸法と設置位置がわかるもの） ・意匠図（広告物のデザインがわかるもの） ・構造図（基礎の構造、材質、建築物への取付方法等） ・管理者の資格を証する書類の写し（管理者が有資格者の場合のみ） ・屋外広告物許可申請チェックリスト	屋外広告物許可申請書（正・副）各1部 （アドバルーン・広告幕・簡易広告物用） 添付書類 各2部 ・左記の一般広告物と同じ

- ・建設局総務部管理課での窓口申請のみとなります。
- ・申請から許可が出るまでに一般広告物は3週間程度、簡易広告物等は2週間程度かかります。
- ・屋外広告物許可申請チェックリストを申請時に提出いただくことにより、受付時間の短縮につながります。事前のチェックにご協力をお願いします。
- ・上記チェックリストの内容については「マップナビおおさか」をご利用いただくことで、屋外広告物規制に関する情報やその他関係法令の情報についてお調べいただけます。その他関係法令等のお問い合わせについては8ページをご参照ください。

<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/webgis/index.html>

3. 許可期間後も引き続き広告物を設置する場合（継続申請）

許可期間後も引き続き広告物を設置する場合は、改めて市長の許可が必要です。申請には次表に掲げる書類に申請手数料（28ページ参照）を添えて提出してください。

なお、本市では、許可期間が満了する1か月程度前に継続申請をお知らせする文書を送付しています。

一般広告物	簡易広告物等
屋外広告物継続許可申請書 1部 添付書類 各1部 ・ 現況写真 ・ 屋外広告物点検報告書 ・ 許可書返送用封筒 (定型封筒・切手不要) ・ 送付先等連絡票 * 郵送申請の場合、上記に加えて ・ 納入通知書返送用封筒（納入通知書による納付を希望する場合のみ、定型封筒・切手不要）	屋外広告物許可申請書（正・副）各1部 （アドバルーン・広告幕・簡易広告物用） 添付書類 各2部 ・ 左記の一般広告物と同じ

- ・ 窓口申請の場合は建設局総務部管理課または建設局道路・下水道資料閲覧コーナー（大阪市役所3階）、郵送申請の場合の送付先は建設局総務部管理課（7ページ参照）

となります。

- ・ 用意いただく返信用封筒は、複数件を同時申請の場合のみ定型外封筒でも可能です。
- ・ 一般広告物の継続申請には副本の提出は不要です。控えとして副本を用意し、許可書と共に返送が必要な場合の郵送料は申請者負担としますので、許可書返送用封筒に切手貼付の上、提出してください。
- ・ 申請から許可が出るまでに一般広告物は3週間程度、簡易広告物等は2週間程度かかります。（ただし、郵送申請で納入通知書による申請手数料の納付を希望する場合は、納入通知書発行から納入確認にかかる日数が別途かかります。）

* 郵送申請について

平成28年4月より、継続申請の郵送による申請受付を開始しました。

申請手数料については、現金書留、郵便局定額小為替（普通為替可）を同封いただくか、後日、本市から送付する納入通知書による納付となります。

納入通知書による納付を希望される場合、納入確認による日数が別途必要です。

お急ぎの場合は、現金書留、郵便局定額小為替（普通為替可）による納付もしくは窓口申請をお願いします。手続きの流れについては11ページを参照してください。

4. 管理者の設置

申請の際には、広告物の区分によって次表に掲げる管理者の設置が必要です。

広 告 物 の 区 分	管 理 者 の 資 格 要 件
建築基準法による建築主事の 確認が必要なもの (高さ4mを超える工作物)	次の各号のいずれかの資格を有する者(以下「有資格者」という) (1) 屋外広告士 (2) 建築士(1級・2級は問わない) (3) 電気工事士(第1種・第2種は問わない) (4) ネオン工事に係る特種電気工事資格者 (5) 電気主任技術者 (6) 屋外広告物点検技能講習修了者 (7) 広告美術仕上げ技能士 (8) 広告美術科職業訓練指導員 (9) 広告美術科職業訓練課程修了者
上記以外のもの	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 上記各号に該当する有資格者 (2) 近畿圏内に住所、事務所、事業所又は営業所を有する設置者 (3) 近畿圏内に住所、事務所、事業所又は営業所を有し、当該広告物を管理することが可能な者

5. 設置者または管理者を変更した場合(設置者・管理者変更届)

設置者または管理者を変更した場合や、設置者または管理者の住所や氏名が変更になった場合は、設置者・管理者変更届を1部提出してください。有資格者を管理者とした場合は、資格を証明する書類の写しの添付が必要です。

・提出先は建設局総務部管理課となります。

(郵送可。副本の返送を希望される場合は、副本と切手を貼った返信用封筒も併せて提出してください。)

6. 許可を受けた広告物の設置が完了した場合(しゅん工届)

新規・変更の許可を受けた広告物の設置が完了した場合は、しゅん工届に完成した広告物の写真を添付して1部提出してください。

・提出先は建設局総務部管理課となります。

(郵送可。副本の返送を希望される場合は、副本と切手を貼った返信用封筒も併せて提出してください。)

7. 許可を受けている広告物を撤去した場合（撤去届）

広告物を撤去した場合は、撤去届に撤去後の写真を添付して1部提出してください。

なお、広告の表示面を白塗りにして消去しただけの場合や、骨組み等が残っている場合は、広告物の掲出物件として引き続き管理の必要があるため、撤去扱いにできません。

所有者の変更等により設置者が変更になった場合は、設置者・管理者変更届を提出してください。

・提出先は建設局総務部管理課となります。

（郵送可。副本の返送を希望される場合は、副本と切手を貼った返信用封筒も併せて提出してください。）

***各申請用紙は、大阪市ホームページからダウンロードできます。**

大阪市トップページ＞産業・ビジネス＞手続き・届出＞道路の手続き

＞屋外広告物、道路占用、特殊車両

＞屋外広告物、道路占用（突出看板）の申請等に必要な書類・書き方等について

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000023162.html>

8. 許可申請書等の提出先

区分	提出先
新規申請・変更申請	建設局総務部管理課（ATCビル ITM棟6階）
継続申請	◆窓口申請 ・建設局総務部管理課（ATCビル ITM棟6階） ・建設局道路・下水道資料閲覧コーナー（大阪市役所3階） ◆郵送申請 〈送付先〉 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟6階 大阪市建設局総務部管理課
各種届出	◆郵送提出 〈送付先〉建設局総務部管理課（上記送付先と同じ） ◆窓口提出 建設局総務部管理課（ATCビル ITM棟6階）

・窓口受付時間は平日（月～金）の9：00～12：15、13：00～17：30

9. その他関係法令等による手続き

下記に該当する場合は、各関係機関への手続きが必要です。

手続きに関しての詳細は、各関係機関へお問い合わせください。

1. 事前協議が必要なもの

事 項	必要な許可等の種類 (根拠法令等)	申請書等提出先
景観計画重点届出区域に該当する場所に広告物を設置する場合	事前協議 (都市景観条例)	計画調整局 計画部 都市計画課 (都市景観担当) (TEL : 06-6208-7887)
御堂筋デザインガイドラインが適用される場所に広告物を設置する場合	デザイン協議 (御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する要綱)	計画調整局 計画部 都市計画課 (都市景観担当) (TEL : 06-6208-7887)
地区計画等が適用される場所に広告物を設置する場合	事前協議 (都市計画法等)	計画調整局 計画部 都市計画課 (TEL : 06-6208-7882)
大阪市総合設計制度が適用される建築物に広告物を設置する場合	総合設計許可 (建築基準法)	計画調整局 建築指導部 建築企画課 (TEL : 06-6208-9300)
敷地内の船場建築線内 (上空を含む) に物件を設置する場合	事前協議 (建築基準法)	計画調整局 建築指導部 建築企画課 (TEL : 06-6208-9286)
臨港地区内のまちづくり要綱が適用される場所に広告物を設置する場合	広告物設置届出等 (臨港地区内の各まちづくり要綱)	大阪港湾局 営業推進室 開発調整課 (TEL : 06-6615-7740)
広告物景観形成地区内 (長堀通・大川) に広告物を設置する場合	事前協議 (屋外広告物条例)	建設局 総務部 管理課 (TEL : 06-6615-6687)

上記の景観計画重点届出区域や地区計画等が適用される場所については下記 URL「マップナビ おおさか」をご利用いただくことでお調べいただけますが、詳細については上記の各担当部署までお問合せください。

<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/webgis/index.html>

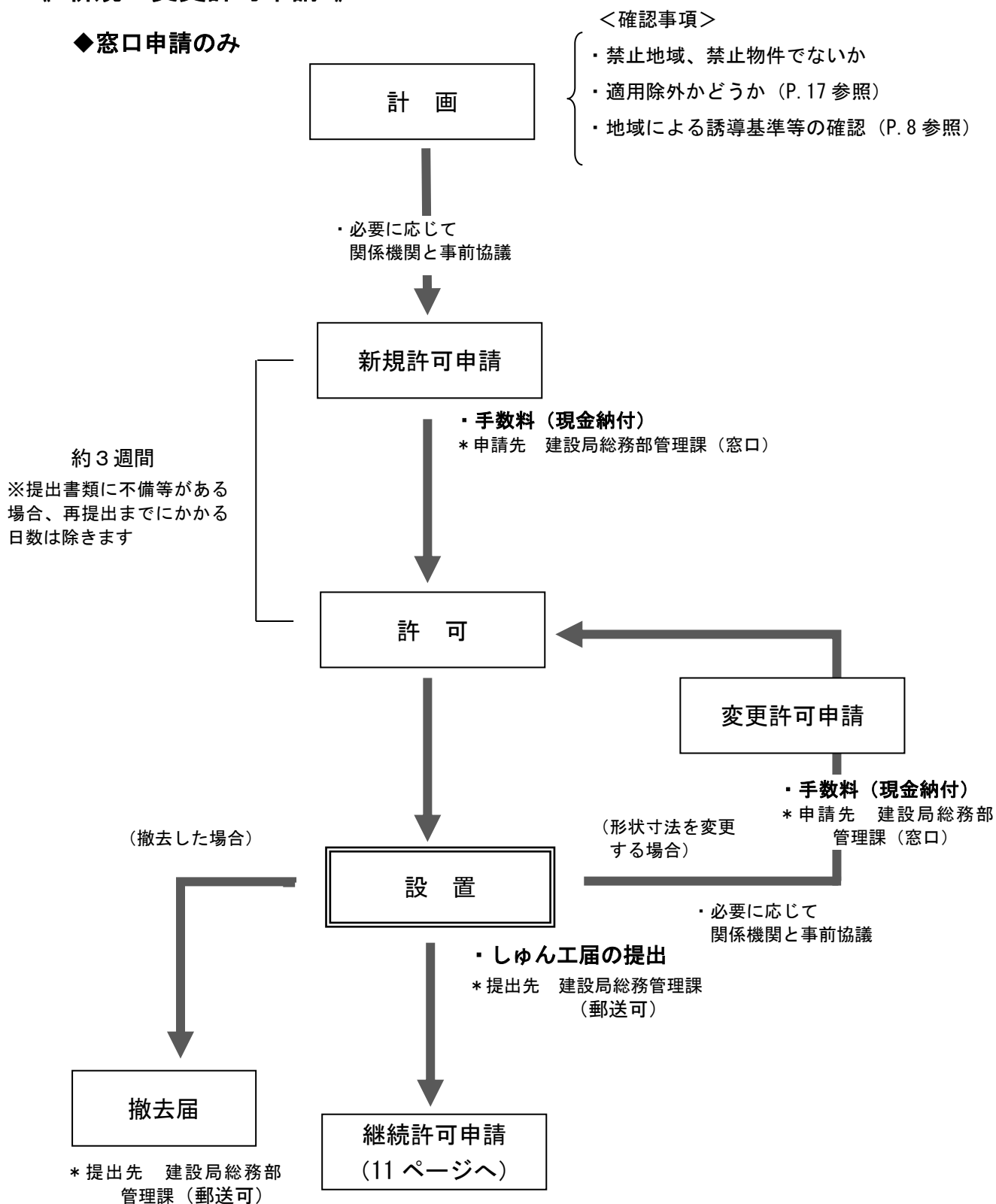
2. 別途手続きが必要なもの

事 項	必要な許可等の種類 (根拠法令等)	申請書等提出先
突出看板を道路上空へ掲出する場合	道路占用許可 (道路法) (24～26ページ参照)	建設局 総務部 管理課 (TEL : 06-6615-6687) 但し国道の指定区間【 <u>国道1号・2号・25号</u> （梅田新道交差点～難波西口交差点は除く）・26号・43号・163号】の場合は、大阪国道事務所へ申請が必要 (TEL:06-6932-1421)
突出看板を道路上空へ掲出する場合、道路上で工事または作業をする場合	道路使用許可 (道路交通法)	所轄警察署 建設局管理課から道路占用許可申請時に受け取った協議書を、道路使用許可申請書とあわせて提出
工作物自体の高さが4 mを超える物件を設置する場合	工作物確認 (建築基準法)	計画調整局 建築指導部 建築確認課 (TEL : 06-6208-9291)
設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備を設置する場合	ネオン管灯設備設置の届出 (消防法)	所轄消防署
アドバルーンを掲出する場合 (水素ガス使用の場合のみ)	水素ガスを充てんする気球の設置届 (消防法)	所轄消防署

10. 屋外広告物許可申請の流れ

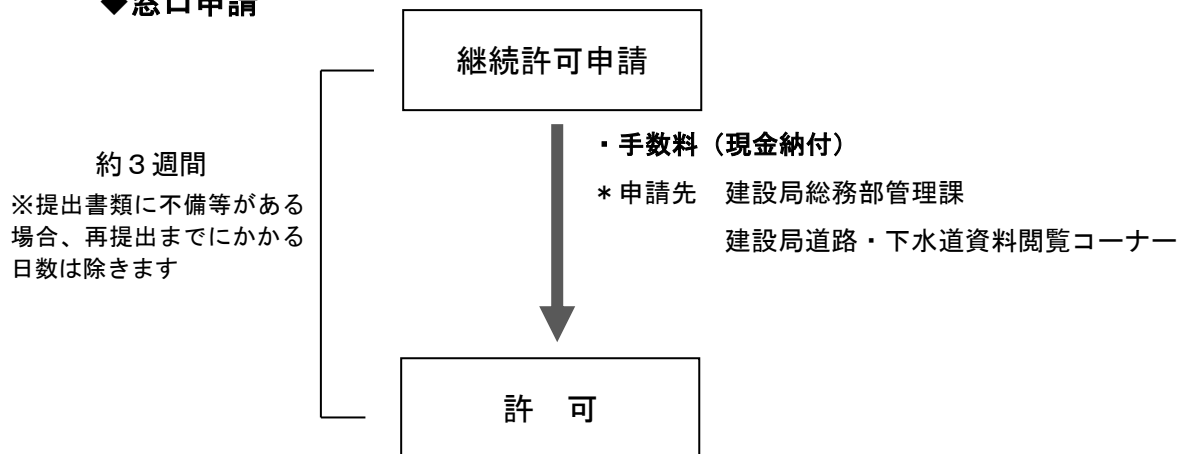
《 新規・変更許可申請 》

◆窓口申請のみ

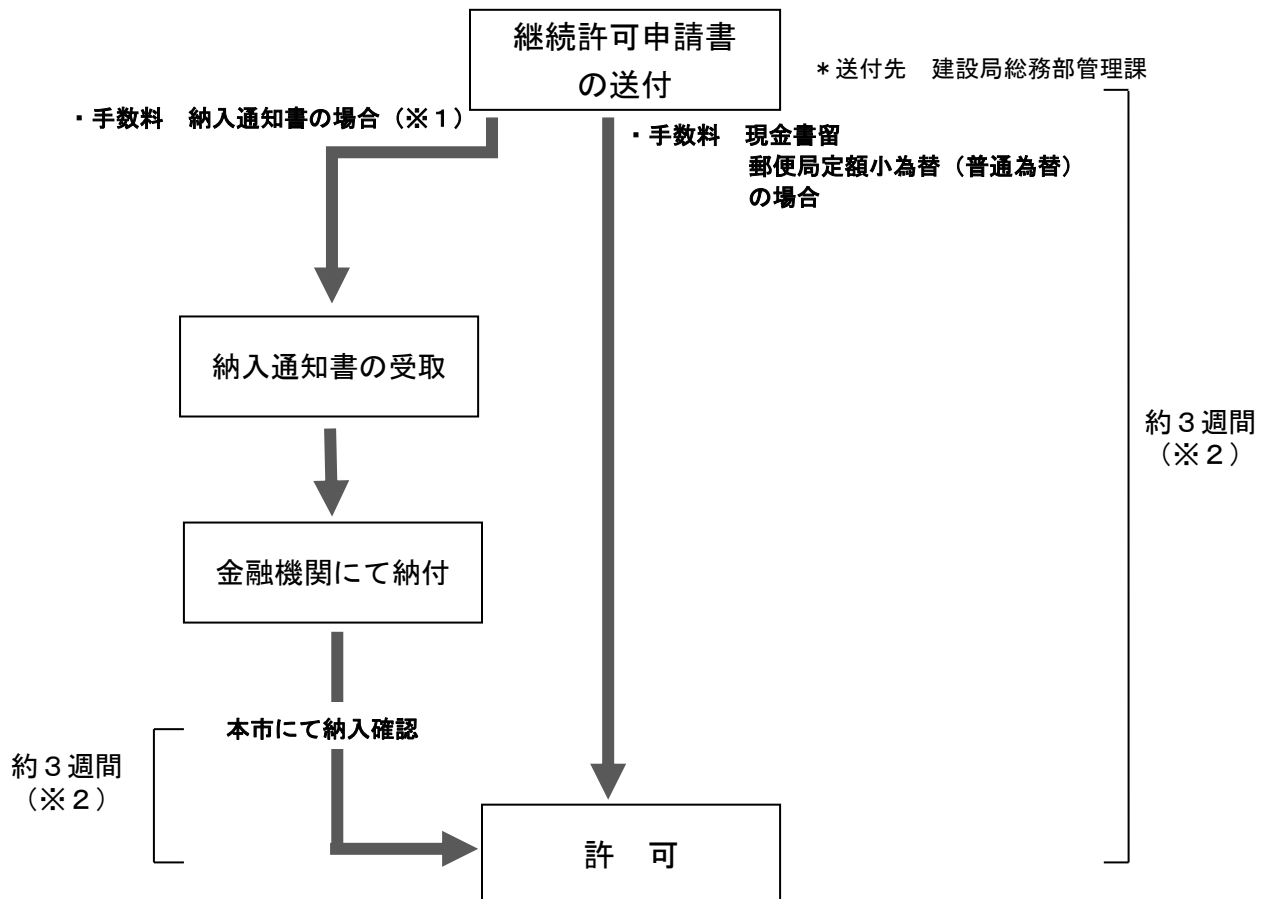


《 継続許可申請 》 設置位置、構造、形状寸法に変更がない場合のみ

◆窓口申請



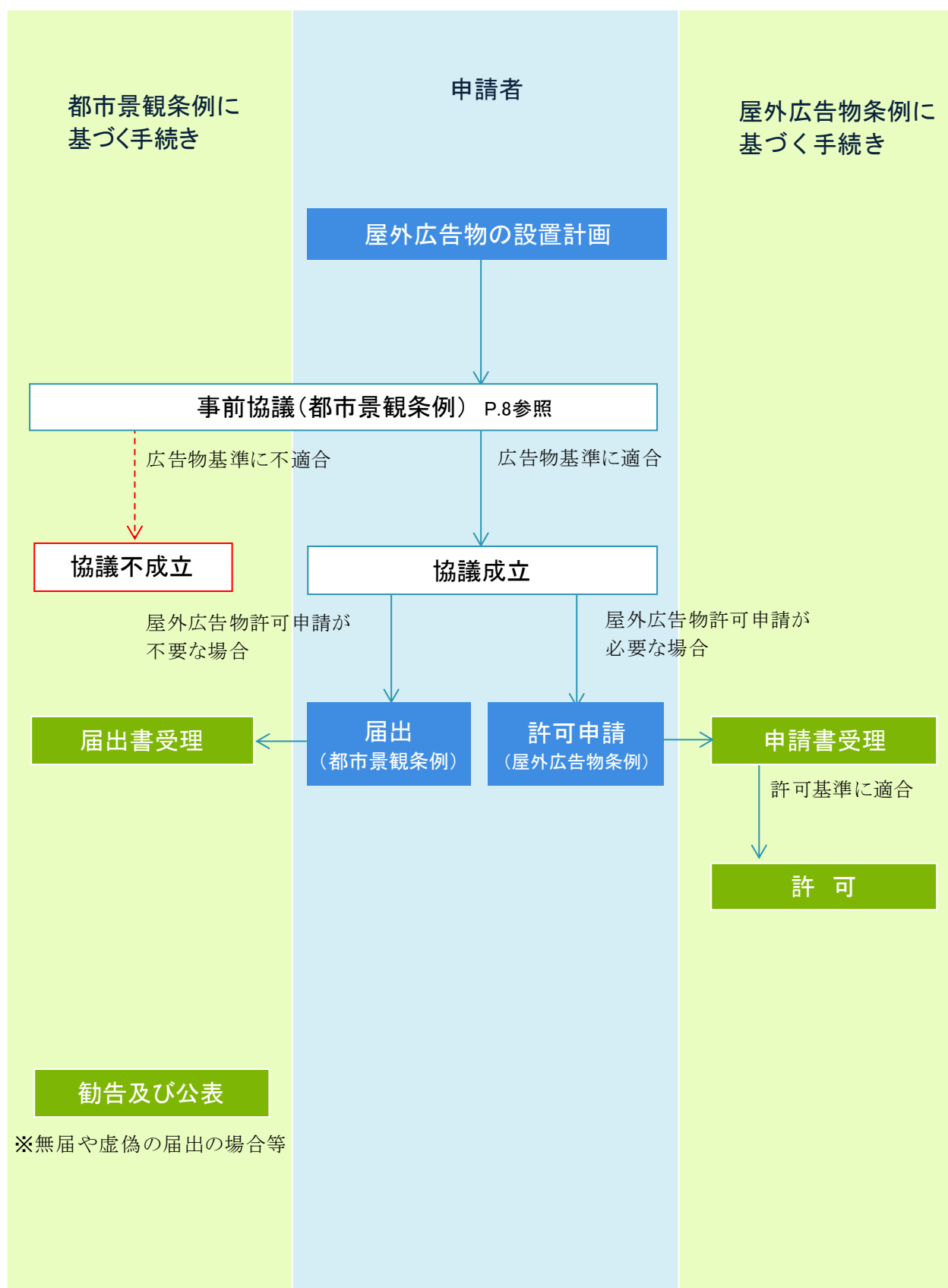
◆郵送申請



（※ 1）納入通知書による納付の場合、許可までに納入確認にかかる日数が別途必要となります。
お急ぎの場合は、現金書留、郵便局定額小為替（普通為替）による納付、もしくは窓口申請をお願いします。

（※ 2）提出書類に不備等がある場合、再提出までにかかる日数は除きます

《 重点届出区域にかかる許可申請 》

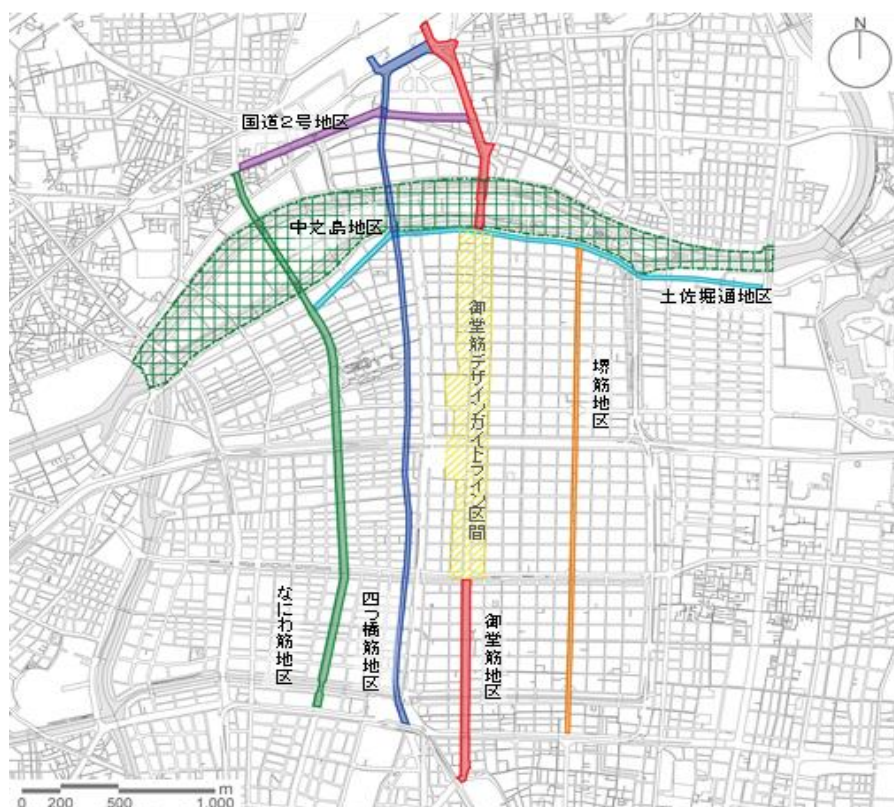


重点届出区域と各地区の対象範囲について

重点届出区域（7地区）

御堂筋地区	御堂筋及び御堂筋に面する敷地【区間／大阪駅前（大阪環状線）～土佐堀通、長堀通～難波駅前（難波西口交差点）】
堺筋地区	堺筋及び堺筋に面する敷地【区間／土佐堀通～千日前通】
四つ橋筋地区	四つ橋筋及び四つ橋筋に面する敷地【区間／大阪駅前（阪神前交差点）～千日前通】
なにわ筋地区	なにわ筋及びなにわ筋に面する敷地【区間／国道2号～千日前通】
土佐堀通地区	土佐堀通及び土佐堀通に面する敷地【区間／なにわ筋～谷町筋】
国道2号地区	国道2号及び国道2号に面する敷地【区間／なにわ筋～御堂筋】
中之島地区	中之島全域、土佐堀川及び堂島川・大川（天満橋～船津橋）

重点届出区域図



各地区の対象範囲

【御堂筋地区・堺筋地区・四つ橋筋地区・なにわ筋地区・国道2号地区】

当該街路に面する敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象となります。
ただし、当該街路から視認できないものを除きます。

【土佐堀通地区】

当該街路に面する敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象となります。
ただし、当該街路の南側敷地内の、当該街路から視認できないものを除きます。

【中之島地区】

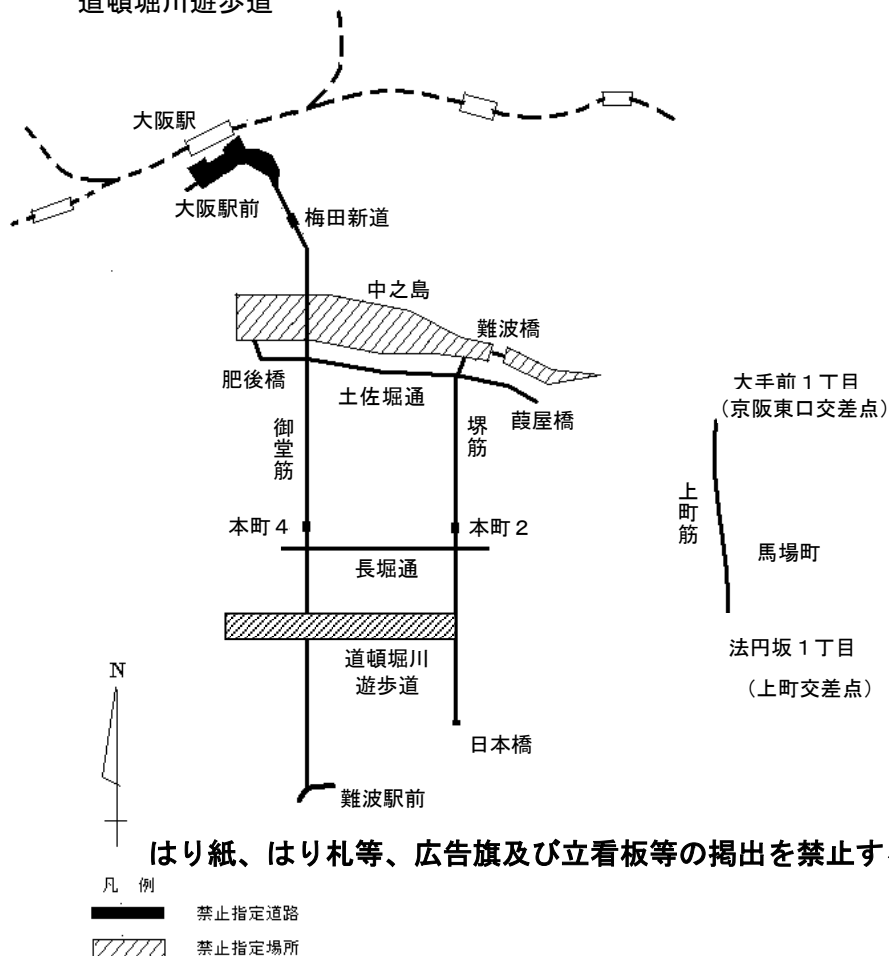
当該地区内の敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象となります

広告物を設置してはいけない物件又は地域

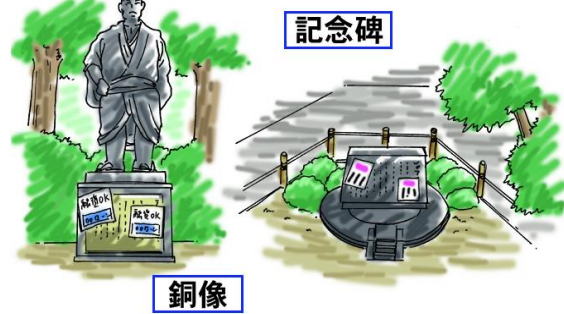
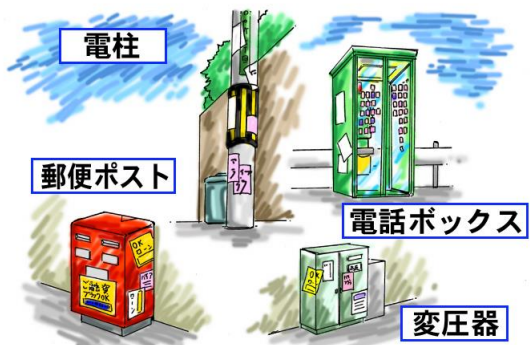
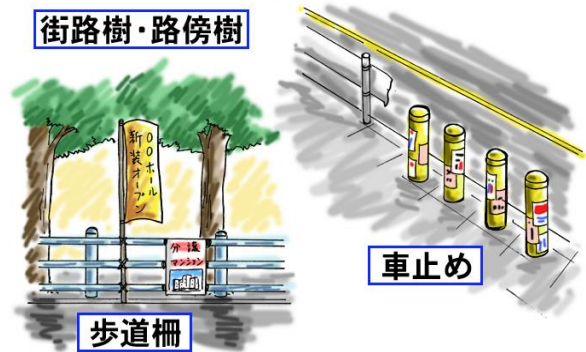
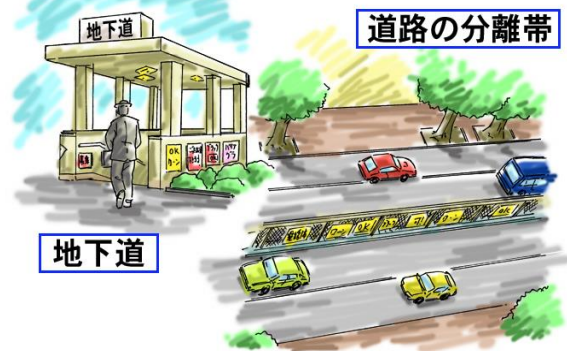
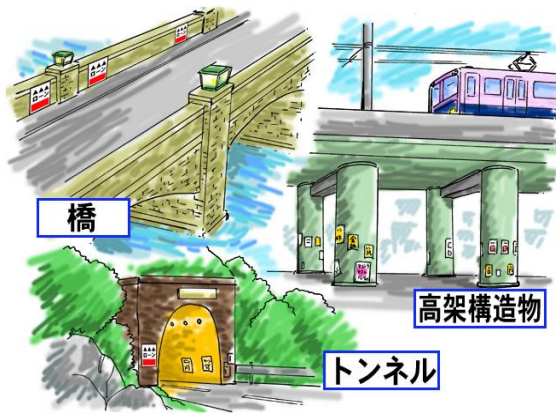
1. 禁止物件及び禁止道路等

もともと広告物を表示・設置するための物件ではなく、広告物などを表示・設置されると景観を損ねるおそれのある公共的な性格のものを禁止物件としています。ただし、6、7については簡易広告物（はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等）の表示のみが禁止されています。

1. 橋、トンネル、高架構造物、地下道の上屋、道路の分離帯
2. 街路樹、路傍樹
3. 街灯柱（道路管理者が設置するものに限る）信号機、道路標識、歩道柵
車止め、里程標その他これらに類するもの
4. 郵便ポスト、公衆電話所、送電塔、道路上に設置されている変圧器
5. 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
6. 電柱
7. 市長が指定する道路及びこれに面する地域または場所（下図参照）
大阪駅前、御堂筋、難波駅前、堺筋、土佐堀通、上町筋、中之島、長堀通
道頓堀川遊歩道



はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等の掲出を禁止する道路・場所



— 広告物を設置してはいけない物件 —

2. 禁止地域

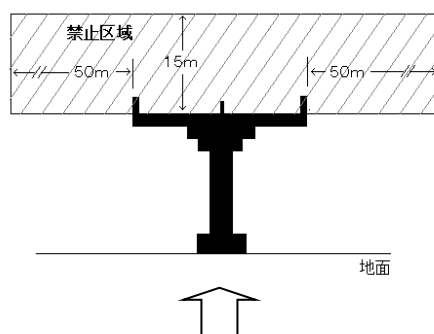
都市の良好な景観の形成若しくは風致を維持するために必要な地域又は場所を禁止地域に指定しています。この地域には、その地域本来の性格を維持するため、適用除外(17ページ参照)に該当するものを除いて、広告物を設置することができません。

1. 古墳及び墓地

2. 阪神高速道路の沿線（下図参照）

（道路の区域及び路端から50mの範囲内で、道路の路面高以上、路面から15m以下）

阪神高速道路禁止区域図



ただし、表示面積 7 m²以内の自家用広告物は設置が可能です。

適用除外広告物

1 次の広告物については許可及び禁止規定の適用が除外されます。

従って市長の許可は必要ありません。

- (1) 道路法、道路交通法、消防法等の法令の規定により表示し又は設置するもの
- (2) 国や地方公共団体等が公共的目的をもって設置するもので事前に届出たもの
- (3) 自己の店名、商標、事業や営業の内容を表示するため自己の事業所や営業所に設置する広告物(自家用広告物)あるいは自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物で、1物件あたりの表示面積が7㎡以内のもの
- (4) 葬儀又は祭礼のため一時的に表示するもの
- (5) 工事現場の板塀等仮囲いに表示する広告物で、周囲の景観に調和し、かつ、営利を目的としないもの
- (6) 公益上必要な施設又は物件に表示する広告物のうち、次の基準に適合して寄贈者名等を表示したもの
 - ・ 当該施設又は物件の外郭線内を一平面とみなしたものの大きさの20分の1以下で、かつ、0.5㎡以下
 - ・ 1施設又は1物件につき1個

2 次のすべての要件に適合して表示するはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等については、許可を受ける必要がありません。

- (1) 禁止地域、禁止物件に掲出していないこと
(ただし、上記1に該当する場合を除く)
- (2) 道路上に掲出していないこと
- (3) 広告面に表示期間並びに設置者又は管理者の氏名及び住所を明記したもの
- (4) 広告物の規格
 - ・ はり紙、はり札等：縦1.2m、横0.8m以内のもの
 - ・ 広告旗：高さ2m、幅0.5m以内のもの
 - ・ 立看板等：高さ2m、幅1.5m以内のもの
- (5) 表示の期間が30日を超えないもの

3 政党、政治団体、労働組合その他の団体又は個人が政治活動又は労働組合活動のために表示する広告物で、市長が定めるものは、許可が必要ありません。

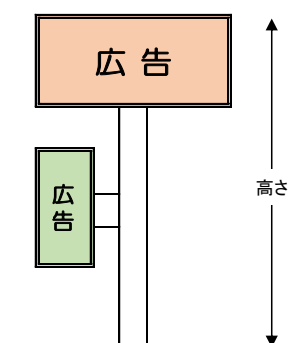
※市長が定めるものとは、広告面に表示の期間及び設置者名又は連絡先を明記し、かつ上記2(4)(5)の要件を満たすものです。

ただし、禁止地域、禁止物件(郵便ポスト、公衆電話所、送電塔並びに電柱については道路上に設置されているものに限る)に表示されているものは適用除外にはなりません。

許可の基準

1. 地上に設置するもの

《地上広告塔を設置する場合》



重点届出区域についてはP. 8及びP. 13をご参照ください

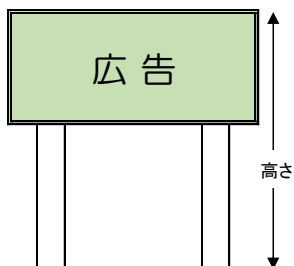
区域	重点届出区域 (国道2号地区を除く)		重点届出区域以外の区域 及び国道2号地区	
高さ	10m以下		住居系地域※3	10m以下
			商業系地域	20m以下
表示面積	1面あたり	5㎡以下	—	
	合計※1	10㎡以下※2	—	

※1 敷地内に設置するすべての地上広告塔・広告板の表示面積の総計

※2 敷地面積が1,000㎡を超える場合は、敷地面積の100分の1以内

※3 住居地域等とは、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域をいう。

《地上広告板を設置する場合》



重点届出区域についてはP. 8及びP. 13をご参照ください

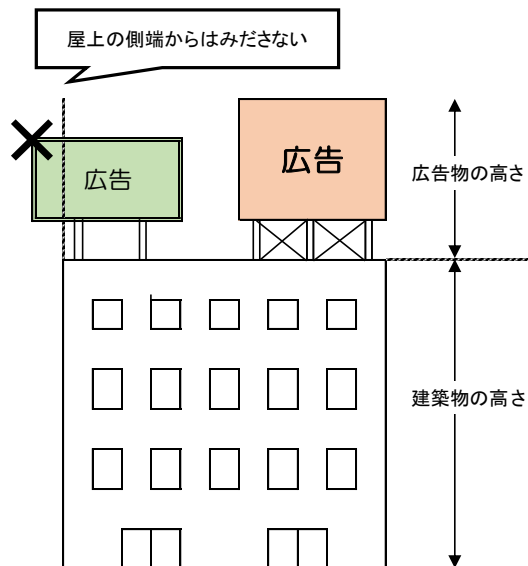
区域	重点届出区域 (国道2号地区を除く)		重点届出区域以外の区域 及び国道2号地区	
高さ	5m以下		5m以下	
表示面積	1面あたり	5㎡以下	—	
	合計※1	10㎡以下※2	—	

※1 敷地内に設置するすべての地上広告塔・広告板の表示面積の総計

※2 敷地面積が1,000㎡を超える場合は、敷地面積の100分の1以内

2. 建物の屋上に設置するもの

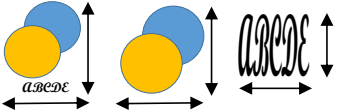
《屋上広告塔及び屋上広告板を設置する場合》



○屋上塔、屋上板は屋上の側端より後退した位置に設置すること

○屋上塔、屋上板を設置する建築物は木造でないこと

重点届出区域についてはP. 8及びP. 13をご参照ください

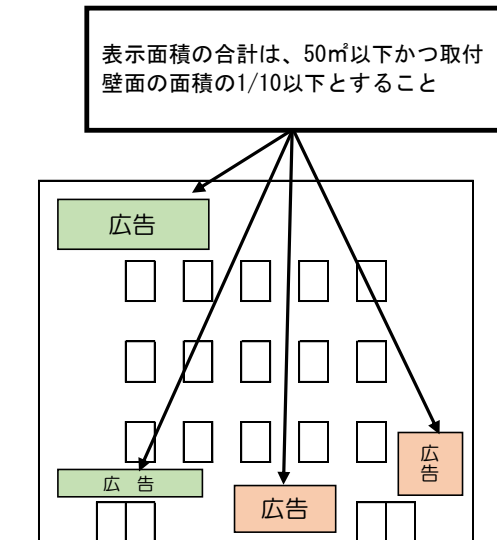
区域	重点届出区域 (国道2号地区を除く)		重点届出区域以外の区域 及び国道2号地区
広告物の 高さ	建築物の高さが20m以上	4 m以下	建築物の高さの 3分の2以下
	建築物の高さが20m未満	建築物の高さの 5分の1以下	
	設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるもの など、景観形成に資するものについては緩和（た だし、原則6m以内）することができる。 ただし、大阪市都市景観条例に基づく事前協議で 設置を認められたものに限り認めるものとする。		
文字等の 大きさ	文字 	1文字につき 縦横それぞれ 2 m以内	—
	ロゴマーク ロゴタイプ+商標 商標 ロゴタイプ 	縦横それぞれ 3 m以内	—

3. 建物の壁面を利用するもの

I. 重点届出区域のうち

御堂筋地区（大阪駅前～土佐堀通）、堺筋地区（土佐堀通～長堀通）、
四つ橋筋地区、なにわ筋地区、土佐堀通地区

重点届出区域についてはP. 8及びP. 13をご参照ください

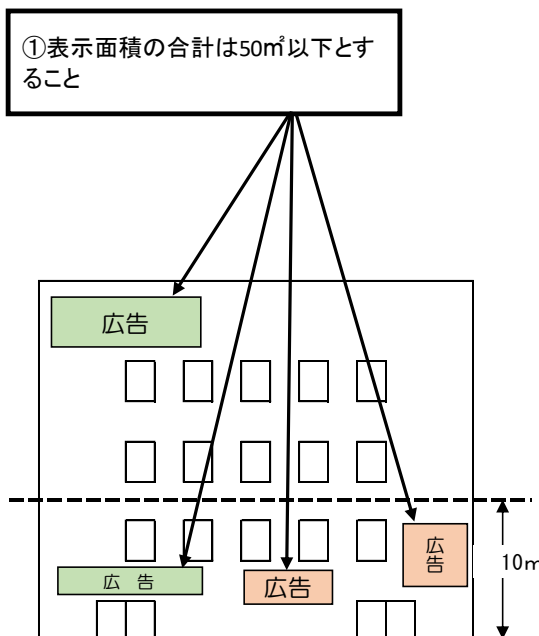


- 表示面積の合計は50㎡以下
- 表示面積の合計は取付壁面の面積の1/10以下
- 壁面の端から突き出さないこと
- 窓または開口部をふさがないこと
- 上記すべての許可基準を満たすこと

II. 重点届出区域のうち

御堂筋地区（長堀通以南）・堺筋地区（長堀通以南）

重点届出区域についてはP. 8及びP. 13をご参照ください



- ①表示面積の合計は50㎡以下
- ②高さが10m以下の部分へ取り付ける表示面積の合計は、当該部分の面積の3分の1以下
- ③高さが10mを超える部分へ取り付ける表示面積の合計は、当該部分の面積の10分の1以下
- 壁面の端から突き出さないこと
- 窓または開口部をふさがないこと
- 上記すべての許可基準を満たすこと

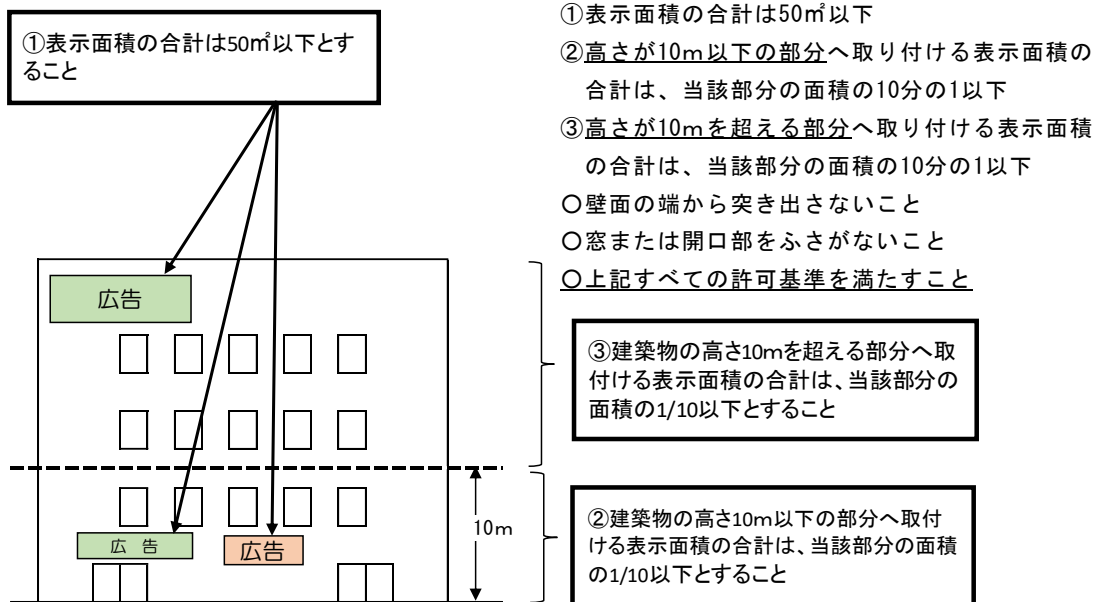
③建築物の高さ10mを超える部分へ取付ける表示面積の合計は、当該部分の面積の1/10以下とすること

②建築物の高さ10m以下の部分へ取付ける表示面積の合計は、当該部分の面積の1/3以下とすること

Ⅲ. 重点届出区域のうち

中之島地区、中之島地区に面する面、土佐堀通地区の谷町筋・御堂筋間及び四つ橋筋
・なにわ筋間の北側敷地並びに御堂筋・四つ橋筋間の南側敷地の建築物の北面（図参照）

重点届出区域についてはP. 8及びP. 13をご参照ください



（図）

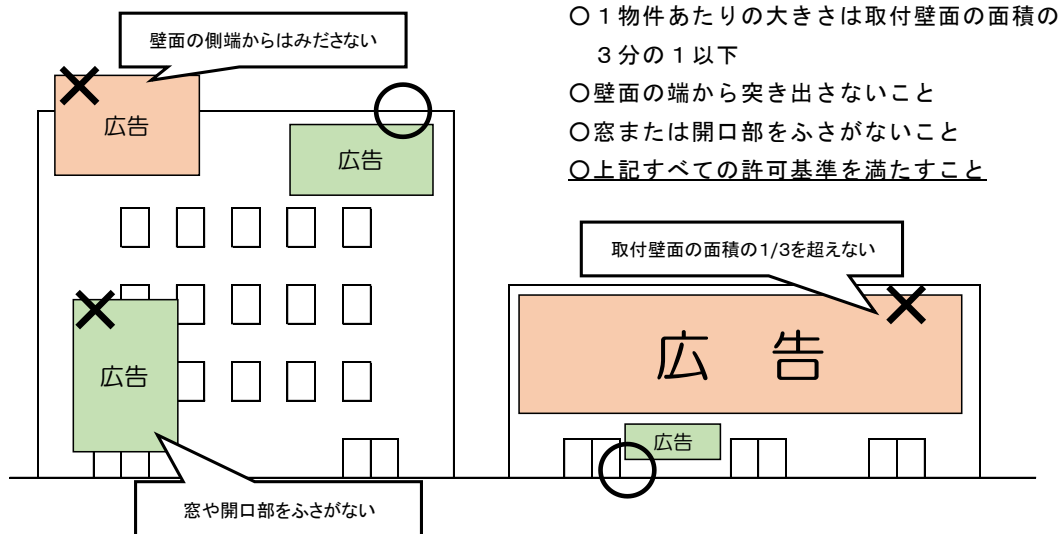


（凡例）

- は、広告基準の土佐堀通地区の谷町筋・御堂筋間及び四つ橋筋・なにわ筋間の北側敷地並びに御堂筋・四つ橋筋間の南側敷地の建築物の北面への表示箇所を表す。
- は、広告基準の御堂筋地区の中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示箇所を表す。
- は、広告基準の四つ橋地区の中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示箇所を表す。
- は、広告基準のなにわ筋地区の中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示箇所を表す。

IV. 重点届出区域以外の区域及び国道2号地区

重点届出区域についてはP. 8及びP. 13をご参照ください



※本市では、自己の店名、商標、事業や営業の内容等を表示するためのもので、1つあたりの表示面積（広告板等についてはその物件の面積）が7㎡以内のものについては適用除外としております。

4. 重点届出区域の共通事項

重点届出区域についてはP. 8及びP. 13をご参照ください

《可変表示屋外広告物（デジタルサイネージ）について》

可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）で、「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」に基づく事前協議で設置を認められたものに限り認めるものとする。

5. 建物から突出するもの

《道路上空に突き出す場合》 ※別途道路占用許可が必要です（24ページ参照）

道路占用許可基準

○路面高及び突出し幅

	歩道への突出し	車道への突出し
測定図		

【重点届出区域以外の区域及び国道2号地区】

	歩道への突出し			車道への突出し	
	道路への突出し幅		広告物までの 下端の高さ	道路への 突出し幅	広告物までの 下端の高さ
	歩道幅 4 m 以上	歩道幅 4 m 未満			
重点届出区域 以外の区域及び 国道 2 号地区	1.5m 以内	1.0m 以内	2.5m 以上	1.0m 以内	4.5m 以上

【重点届出区域（国道2号地区を除く。）】

	歩道への突出し			車道への突出し	
	道路への突出し幅		広告物までの 下端の高さ	道路への 突出し幅	広告物までの 下端の高さ
	歩道幅 4 m以上	歩道幅 4 m未満			
御堂筋地区	1.0m以内 (0.8m以内) ※1	1.0m以内 (0.8m以内) ※1	3.0m以上 (2.5m以上) ※1の場合	1.0m以内	4.5m以上
堺筋地区	1.2m以内 (0.9m以内) ※2	0.8m以内 (0.6m以内) ※3	3.0m以上 (2.5m以上) ※2、3の場合	1.0m以内	4.5m以上
四つ橋地区					
なにわ筋地区					
土佐堀地区					
中之島地区					

※1 道路への突出幅が0.8m以内の場合は、広告物までの下端の高さは2.5m以上とする。

※2 歩道幅が4m以上の道路への突出幅が0.9m以内の場合は、広告物までの下端の高さは2.5m以上とする。

※3 歩道幅が4m未満の道路への突出幅が0.6m以内の場合は、広告物までの下端の高さは2.5m以上とする。

○自家用広告物であること

○平板又は単純な箱形とし、厚さ30cm以内とすること

ただし、構造上やむを得ない場合は別途協議（その場合も60cm以内とすること）

○原則として不燃材料・準不燃材料・難燃材料とすること

○点滅しないもので、静止しているものであること

○上端は取付壁面の高さを超えないこと

※国道の指定区間(国道1号、2号、25号（梅田新道交差点～難波西口交差点は除く）、26号、43号、163号)は国土交通省が道路の管理をしておりますので、詳細については大阪国道事務所(TEL:06-6932-1421)へお問い合わせください。

道 路 占 用 許 可 に つ い て

突出看板を道路の上空に掲出する場合は、道路占用許可が必要です。以下で必要な手続きについて説明します。申請の場合は、申請手数料（1件につき1,100円）が必要です。申請時に窓口でお支払いください。

なお、占用許可を受けた物件にかかる道路占用料を、毎年6月頃に発送します納入通知書にてお支払いいただきます（年度途中の新規許可については許可日より月割り額となります）。突出看板にかかる道路占用料については下記のとおりです。

※1基につき1年間

特等地	1等地	2等地
8,500円	5,660円	3,770円

1. 新たに突出看板を設置する場合（新規申請）

申請書類	・道路占用許可申請書、警察協議書（2枚一組）
添付書類	・付近見取図 ・平面図 ・立面図 ・意匠図 ・構造図
必要部数	・申請書、警察協議書 各1部 ・添付書類 各4部
注意事項	・道路占用許可基準（23ページ）に適合していることが条件となります。 ・広告物の表示面積（表裏両面に表示される場合は合計）が7㎡を超える場合は、屋外広告物の許可も必要です。 ・申請時に窓口で警察協議書を発行しますので、所轄警察署への道路使用許可申請時に提出してください。その後、警察署から回答書が返却されますので、建設局総務部管理課へご提出ください。（郵送可）回答書の提出がないと占用許可ができませんのでご注意ください。 ・申請から許可が出るまでに1か月程度かかります。

- ・ 建設局総務部管理課での窓口申請のみとなります。

2. 許可を受けている突出看板を変更する場合（変更申請）

申請書類	・ 道路占用許可申請書、警察協議書（2枚一組）
添付書類	・ 付近見取図 ・ 平面図 ・ 立面図 ・ 意匠図 ・ 構造図
必要部数	・ 申請書、警察協議書 各1部 ・ 添付書類 各3部
注意事項	・ 屋外広告物の許可を受けている場合は、屋外広告物変更許可の申請も必要です。 ・ 申請時に窓口で警察協議書を発行しますので、所轄警察署への道路使用許可申請時に提出してください。その後、警察署から回答書が返却されますので、建設局総務部管理課へご提出ください。（郵送可）回答書の提出がないと占用許可ができませんのでご注意ください。 ・ 申請から許可が出るまでに1か月程度かかります。

・ 建設局総務部管理課での窓口申請のみとなります。

3. 許可期間後も引き続き突出看板を設置する場合（更新申請）

申請書類	・ 道路占用許可申請書（2枚一組の1枚目のみ）
添付書類	・ 現況写真 ・ 返信用封筒（定型封筒） ・ 点検報告書
必要部数	・ 申請書 1部 ・ 添付書類 1部
注意事項	・ 現況写真は広告物の全景がわかるものを添付してください。 ・ ご用意いただく返信用封筒について、複数件を同時申請される場合は定型外封筒でも結構です。副本の提出は不要ですが、副本をご用意される場合は、返信用封筒に切手貼付の上ご提出ください。 ・ 前回許可から形状寸法を変更されている場合は、建設局総務部管理課窓口での変更許可申請が必要です。 ・ 本市では、許可期間が満了する1か月程度前に更新満了のお知らせをする文書を送付しています。申請書については、同封の申請書をお使いいただけます。

・ 建設局総務部管理課での窓口申請または大阪市役所3階 建設局道路・下水道資料閲覧コーナー（形状寸法に変更のないもののみ可）での窓口申請となります。（建設局総務部管理課あてのみ郵送可。副本の返送を希望される場合は、副本と

切手を貼った返信用封筒も併せて提出してください。)

4. 占用者の住所や氏名に変更があった場合（変更届）

届出書類	・ 道路占用変更届
添付書類	特になし
必要部数	・ 届出書 1部
注意事項	・ 建物の売買等により占用者が変わった場合には、道路占用権利義務承継許可申請が必要です。 ・ 屋外広告物許可を受けているものについては、屋外広告物設置者・管理者変更届が必要です。

・ 提出先は建設局総務部管理課となります。（郵送可。副本の返送を希望される場合は、副本と切手を貼った返信用封筒も併せて提出してください。）

5. 売買等で占用者が変わった場合（権利義務承継許可申請）

申請書類	・ 道路占用権利義務承継許可申請書
添付書類	・ 理由書 ・ 誓約書
必要部数	・ 申請書 1部 ・ 添付書類 1部
注意事項	・ 未納の占用料がある場合には、その支払義務は原則新しい占用者に引き継がれます。 ・ 屋外広告物許可を受けているものについては、屋外広告物設置者・管理者変更届が必要です。

- ・ 建設局総務部管理課での窓口申請のみとなります。
- ・ 申請から許可が出るまでに2週間程度かかります。

6. 許可を受けている突出看板を撤去した場合（返還届）

届出書類	・ 道路占用返還届
添付書類	・ 撤去後の現況写真
必要部数	・ 届出書 1部 ・ 添付書類 1部
注意事項	・ 白塗りや骨組み等が残っている状態のものは、物件として引き続き存在するため返還扱いになりません。占用者を変更する場合は、権利義務承継許可申請が必要です。 ・ 屋外広告物許可を受けているものについては、屋外広告物撤去届が必要です。

・ 提出先は建設局総務部管理課となります。（郵送可。副本の返送を希望される

場合は、副本と切手を貼った返信用封筒も併せて提出してください。)

地域特性に応じた景観形成の推進

1. 広告物景観形成地区等

本市では、美しく魅力ある大阪の都市景観の形成を図っていくため、広告物景観形成地区制度を屋外広告物条例で規定しております。

この制度は、地域ごとの特性を活かした規制・誘導が図られるよう許可基準を強化したり、緩和したり、あるいは誘導基準を設けることで広告物の誘導を図り、良好な景観を形成しようとするものです。

本市では、次の2つの地区を広告物景観形成地区として指定し、基本計画を定めています。

H12.12指定	長堀通地区
H17.4指定	大川地区

広告物景観形成地区の他にも、市内1地区(下表参照)において、屋外広告物ガイドプランを定め、それぞれの地域の景観の特色を考慮したきめ細かな設置基準を定めています。

道頓堀地区

広告物景観形成地区、屋外広告物ガイドプランにおける設置基準等は、本市ホームページにも掲載しております。屋外広告物ガイドプラン指定位置については、建設局総務部管理課にお問い合わせください。

2. 広告物協定地区

市民の方々が主体となって地域の優れた景観形成を推進するための制度が広告物協定地区制度です。

一定の区域に土地、建物、工作物等を所有する方又は賃借している方等が区域内の広告物に関して協定を締結し、市の認定を受けることができます。

3. その他の誘導基準等

上記の屋外広告物条例による設置基準以外に、別途、地域に応じた広告物の誘導基準等があります。8～9ページをご参照のうえ、各関係機関にて手続きをしてください。

許可の期間と手数料

屋外広告物許可申請には、広告物の種類に応じて下記の手数料が必要です。

申請の際に窓口にて現金でお支払いください。

ただし、屋外広告物継続許可申請について郵送申請される場合は、現金書留、郵便局定額小為替（普通為替可）または納入通知書による納付が可能です。

※1つの物件に対し、二重に申請を行ってしまった場合「大阪市屋外広告物条例」第19条の3 第4項により手数料の還付は出来ません。

広告物の種類		許可期間	単位	手数料
広告塔 及び 広告板	有資格の管理者を設置している場合（6ページ参照）	3年以内	5㎡まで ごとに	950円
	上記以外	2年以内		
電柱及びこれに類するものを利用する広告		1年以内	1個	200円
電車又はバス等の車体を利用する広告		〃	1個	200円
小型看板		〃	1個	200円
広告幕		30日以内	1張	300円
アドバルーン		〃	1個	500円
広告旗及び立看板等		〃	1枚又は1本	150円
はり紙及びはり札等		〃	100枚につき	200円

屋外広告業を営む方々へ

1. 登録制度について

大阪市域内で屋外広告業を営むには登録が必要です。

登録の方法としては、大阪府の登録を受けて大阪市に届け出る方法と、大阪市の登録を受ける方法の2つがあります（申請手数料が必要）。登録の有効期限はいずれも5年間となり、5年ごとに更新の手続きが必要です。

登録にあたっては、営業所ごとに業務主任者の選任が必要です。

2. 大阪府の登録を受けた方について

大阪府の登録を受けた方は、大阪市に府の登録業者であることを届出することで市の登録業者とみなされ、市域内で営業することができます。（特例届出制度）

特例届出に関する手数料は不要です。堺市・高槻市・東大阪市・豊中市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市でも同様の制度が導入されています。変更事項がある場合、登録先と特例届出先へそれぞれ届出が必要です。

大阪府域における屋外広告業の登録・特例届出の窓口

大阪府	担当部署 電話番号	建築部 建築指導室 建築企画課 景観推進グループ 06-6210-9718
堺市	担当部署 電話番号	建築都市局 都市計画部 都市景観室 072-228-7432
高槻市	担当部署 電話番号	都市創造部 都市づくり推進課 072-674-7552
東大阪市	担当部署 電話番号	建設局 都市整備部 みどり景観課 06-4309-3227
豊中市	担当部署 電話番号	都市計画推進部 都市計画課 景観形成担当 06-6858-2419
枚方市	担当部署 電話番号	都市整備部 景観住宅整備課 072-841-1478
八尾市	担当部署 電話番号	都市整備部 都市政策課 072-924-3850
寝屋川市	担当部署 電話番号	まち政策部 まちづくり指導課 072-824-1181
吹田市	担当部署 電話番号	都市計画部 都市計画室 06-6170-2337

3. 業務主任者の選任について

業務主任者は、屋外広告物の表示・設置に関する法令の遵守などの業務を行うこととされ、営業所ごとに選任しなければなりません。

次のいずれかの要件を満たす方が業務主任者になることができます。

- ・ 屋外広告士
- ・ 全国の都道府県、指定都市や中核市が行う屋外広告物講習会の課程の修了者（平成19年1月以前に受講された講習会の修了証書は、引き続き有効です。）
- ・ 広告美術仕上げに関する、職業能力開発促進法の準則訓練修了者、職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者

4. お問い合わせ先

大阪市の登録又は特例届出の詳細については、建設局総務部管理課（TEL：06-6615-6687）にお問い合わせください。本市ホームページにも登録のてびきを掲載しています。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000372127.html>

また、大阪府の登録の詳細については、大阪府建築企画課（TEL：06-6210-9718）までお問い合わせください。

そ の 他 の 注 意 事 項

- ・ 管理義務（条例 14 条の 2）
広告物の設置者（管理者）は、広告物（掲出物件）の補修その他必要な管理を怠らないようにして、良好な状態に保持しなければなりません。
- ・ 除却義務（条例 11 条）
許可期間（掲出期間）が満了したときや、許可が取り消されたときは、設置者（管理者）は 5 日以内に広告物（掲出物件）を除却しなければなりません。
- ・ 罰則（条例 20 条の 3）
次のような場合は 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。
 - 許可が必要なのに許可を受けなかったとき
 - 禁止されている地域や物件に掲出したとき
 - 許可期間（掲出期間）が満了した場合や、許可が取り消された場合に広告物（掲出物件）を除却しないとき など

お わ り に

美しく魅力ある大阪のまちづくりには、屋外広告物を掲出される市民・事業者のみなさまのご協力が欠かせません。このしおりでは、まちの良好な景観を形成し、風致を維持するとともに、落下等の事故を未然に防ぎ、公衆への危害防止のために、みなさまに取り組んでいただきたいことをお知らせしています。

大阪を安全で美しいまちにするために、引き続きみなさまのご協力をお願いします。

発行：大阪市建設局総務部管理課

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10

ATCビル ITM棟6階

TEL 06-6615-6687

FAX 06-6615-6576

(令和4年9月発行)